	200	―――くん製したもの		KG
	300	―――その他のもの		KG
		―その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		
0307.91		――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	010	―――貝柱		KG
		―――いか		
	021	――――もんごういか		KG
	029	――――その他のもの		KG
		―――その他のもの		
	091	――――スキャロップ（いたやがい科のもの）		KG
		――――その他のもの		
	092	―――――しじみ		KG
	099	―――――その他のもの		KG
0307.99		――その他のもの		
		―――冷凍したもの		
	110	――――貝柱		KG
		――――いか		
	121	―――――もんごういか		KG
	129	―――――その他のもの		KG
		――――その他のもの		
	131	―――――スキャロップ（いたやがい科のもの）		KG
		―――――その他のもの		
	132	―――――しじみ		KG
	139	―――――その他のもの		KG
		―――くん製したもの		
	210	――――いか、スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱		KG
	290	――――その他のもの		KG
		―――その他のもの		
		――――いか（もんごういかを除く。）、スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱		
	310	――――いか（もんごういかを除く。）		KG
	320	――――スキャロップ（いたやがい科のもの）		KG
	330	――――貝柱		KG
		――――その他のもの		
	391	――――もんごういか		KG
	399	――――その他のもの		KG

輸入統計品目表第〇111・〇七項の次に次の1項を加える。

03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）		
		―なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）		
0308.11		――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	100	―――生きているもの		KG
	200	―――その他のもの		KG
0308.19		――その他のもの		
	100	―――くん製したもの		KG
		―――その他のもの		
	210	――――冷凍したもの		KG
	290	――――その他のもの		KG
		―うに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトゥス属のもの）		
0308.21		――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	100	―――生きているもの		KG
	200	―――その他のもの		KG
0308.29		――その他のもの		
	100	―――くん製したもの		KG
		―――その他のもの		
	210	――――冷凍したもの		KG
	290	――――その他のもの		KG
0308.30		―くらげ（ロピレマ属のもの）		
	100	――生きているもの		KG
	200	――くん製したもの		KG
		――その他のもの		
	310	―――生鮮のもの及び冷蔵したもの		KG
	320	―――冷凍したもの		KG
	390	―――その他のもの		KG
0308.90		―その他のもの		
		――生きているもの		
	110	―――うに		KG
	190	―――その他のもの		KG
		――生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの		
		―――生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	211	――――うに		KG
	212	――――くらげ		KG
	219	――――その他のもの		KG
		―――冷凍したもの		
	291	――――うに		KG
	292	――――くらげ		KG
	299	――――その他のもの		KG